

残り施行まで1年…「パワハラ防止法」準備は出来ていますか？

## 義務化にどう対応する？

中小企業も2022年4月に義務化されます

# ハラスメント&メンタルヘルス個別相談会

- 企業が講じなければならない義務とは？
- 何から始めていいのか？
- パワハラの境界線とは？
- 企業事例

ハラスメント

対象者：全ての事業主・人事・労務に携わる方など

日時

2021年4月20日 火

2021年5月21日 金

2021年6月15日 火

①13:00～14:15 ②14:30～15:45

場所

佐野商工会議所3階第5小会議室  
佐野市大和町2687-1(駐車場有)

好評！  
ZOOM相談可能

先着5社限定  
参加無料  
定員になり次第締め切りとなります

## こんなお悩みございませんか？

- ☑ ハラスメントのない職場にしたい
- ☑ ストレスチェック制度の活かし方が分からない
- ☑ 職場の環境改善をしたいが分からない
- ☑ 離職率を下げたい・訴訟リスクを下げたい
- ☑ 最近休職者が増えて困っている
- ☑ メンタルヘルス対策導入の仕方を知りたい
- ☑ 産業医がメンタルヘルスの専門ではない

## EAP機関とは？

EAP(Employee Assistance Program)とは「従業員支援プログラム」と訳されています。各労働者のメンタルヘルスを保つことで一人ひとりの生産性の維持・向上を図ることは元より、それにより各企業・事業所の業績や社会全体の生産力の維持・向上を目指すことを支援する機関です。

メンタルヘルス専門EAP機関にお任せください

休職者支援・メンタルヘルス研修・各ハラスメントなど対応



LINEトークCARE認定カウンセラー

ハートフル・ラボ優心(有限会社有心個別アカデミー内)  
代表取締役 メンタルケア心理専門士® 武澤充孝

- ・内閣府特別な機関日本学術会議協力学術研究団体  
メンタルケア学術学会®正会員
- ・メンタルケア心理専門士®・同学会認定講師I種 取得
- ・日本交流分析学会正会員/日本産業カウンセリング学会正会員
- ・私設カウンセリングルーム併設/休職者を職場復帰させるなど臨床経験1,500人を超える
- ・心療内科病院ご紹介

主催/ハートフル・ラボ優心 共催/(公社)佐野法人会・佐野商工会議所中小企業相談所

お問合せ/ハートフル・ラボ優心 武澤 ☎0283-85-7976 佐野商工会議所経営支援課 青木 ☎0283-22-5511

# ～労働施策総合推進法の改正「通称：パワハラ防止法」～ ハラスメント&メンタルヘルス個別相談会

コロナ禍における社員の  
心の不調サイン見抜けていますか？

令和 年 月 日

昨今の「働き方改革」「ストレスチェック義務化」そして今回の「パワハラ防止法」と産業分野における法整備が進み「どう対応したら良いのか？」困惑されている企業様も多いのではないのでしょうか。その背景には、ハラスメント等によるメンタル不調者・休職者の増加、過労死・過労自殺などの問題が、すでに社会問題になっている現状があります。

目には見えない「従業員の心」に、企業としてどう対処・対応していったら良いのか？現役産業保健専門家・プロの心理士がお伝えいたします。コロナ禍において、産業分野にも一層求められてくる社員の「心の健康」問題。最悪の事態も想定し、リスクマネジメントと言う観点からも、大きなヒントになると思います。是非奮ってご参加下さい。

■個別相談会ご希望の方は日時にをつけて下さい。

4月20日（火）  5月21日（金）  6月15日（火）

①13：00 ～ 14：15

LINE公式アカウント無料相談可能

②14：30 ～ 15：45



ZOOMによる個別相談希望（日時はご都合に合わせてます）

会社名	
代表者氏名	
業種	
参加者氏名①	
参加者氏名②	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	

※ご記入頂きました個人情報につきましては、本事業の目的以外で使用することはありません。